

「沖縄アスファルト試験センター」の利用に関する規約書

【施設利用】

利用者は、申込書及び本規約の定めを遵守して、沖縄アスファルト試験センター(以下「本施設」といいます。)の利用を申し込むものとし、昭和瀝青工業株式会社(以下「運営者」といいます。)に対し申告した試験作業・自習・会議のためにのみ利用することができます。

なお、利用に際して、法令上、必要とされる各事項を利用者の判断と責任において充足するものとし、運営者は一切の責任を負わないものとしします。

本施設に 4 時間以上荷物等の私物を放置した状態で、離席する場合は、運営者の判断で当該荷物等を撤去・保管し、他の利用者に本施設を利用させることができるものとします。

本施設の利用時間は、運営者の営業時間内(8 時から 17 時)の間で、運営者が認めた時間帯に限るものとします。なお、運営者が利用を承諾した時間帯であったとしても、運営者の判断により、事前の通知なく利用者の本施設の利用中止・拒絶することができるものとします。

また、運営者が試験機の利用を認めた時間帯であったとしても、運営者は事前の通知なしに試験機の設置場所に立ち入り作業を行うことがあります。

利用者は、本施設の利用後、利用開始前の原状に回復するものとし、回復に要する荷造り、運送費その他一切の諸経費については、運営者が利用前に認めたものを除き利用者の負担とします。試験機が原状の状態に回復しているかについては、試験機の利用終了時に運営者と利用者双方で確認します。

【試験機】

利用者は、本施設の試験機の利用に際して、定められた使用方法を守り、申告した利用目的以外に使用しないものとします。

試験機の利用は先着順とし、事前に申請されたとしても、他の利用者の利用状況によっては利用できない場合があります。

試験機は利用開始時の原状に回復するものとし、当該現状への回復に要する荷造り、運送費その他一切の諸経費については、運営者が利用前に負担を認めたものを除き利用者の負担とします。

試験機の利用に必要な消耗品は運営者が認めた内容に従い利用者に供給するものとします。なお、具体的な消耗品の詳細、有償無償の別については、協議により決定するものとします。

【保守管理】

運営者は、想定される通常の用法に沿って試験機が運営者所定の基準に従い正常に作動するよう、運営者の費用負担により定期保守点検を実施しますが、利用者の想定している利用に支障が生じないことを保証するものではありません。

また、以下の費用は運営者が実施する保守管理の範囲ではなく、対応に要する費用は別途協議により決定するものとします。

- (1) 利用者の要求により、運営者が所定の定期保守点検基準を超えて点検を行う必要があった場合において当該作業に伴う費用。
- (2) 利用者の要求により、本施設の所定の営業時間外に行うことになった作業に伴う費用。
- (3) 利用者の故意または過失(想定された用法に反する利用を含む)により生じた、試験機の不具合等に係る修理作業に伴う費用。
- (4) 利用者の過失により生じた試験機の不具合、故障、異常、事故等に係る補償、賠償、費用負担、その他の対応費用。
- (5) 前各号の他、所定の定期保守点検基準の範囲を超えており、利用者の負担とすべき合理的理由が認められると運営者が判断する事由に属する作業に伴う費用。

【郵便物等の保管】

運営者は、事前に利用者から申し出を受けた利用者宛の郵便・宅配物について、利用者の承諾の下で代理受領します。

保管中の利用者の郵便物・宅配物の転送対応は行いません。本施設から再度配送する必要がある場合には、利用者の責任と費用においてご対応ください。

なお、本施設の試験機の利用に必要となる物品に限り、以下に該当する郵便物・宅配物等については代理受領致しません。

- ① 書留
- ② 本人限定受領郵便
- ③ 生もの・生きもの等
- ④ 保管に際し冷凍や冷蔵してあるもの
- ⑤ 到着後、速やかに開封等の必要があるもの
- ⑥ 着払いによる郵便・宅配物等
- ⑦ 一度に大量の郵便・宅配物等
- ⑧ その他、不適当と判断したもの

代理受領したにもかかわらず、利用者に対して郵便・宅配物等を引き渡せない場合には、利用者の費用にて、運営者が処分することがあります。利用者は、代理受領を要求したにもかかわらず、受領時から 1 か月を経過した郵便・宅配物が処分されることに意義を述べません。

【成果物】

本施設の利用により生じた成果物の知的財産権の帰属は利用者となります。ただし、試験機の保守管理等を通じて、試験機に記録された成果物にかかる情報を運営者が受領することを利用者はあらかじめ承諾します。

【利用目的・禁止行為】

利用者の事業内容に従った事業用途または、勉強、学習、会合等の用途としてのみ利用できるものとします。

また、以下の行為は禁止され、以下の用途に本施設は利用できないものとし、違反した場合又は違反するおそれが認められた場合、運営者は何らの通知なく本

施設の利用を拒絶・中止することができます。

- (1) 法令・諸規則に反する行為又は犯罪行為に関連する行為またはこれらをほう助する行為
- (2) 公序良俗に反する行為
- (3) 運営者を含めた第三者の利権を侵害する行為
- (4) 虚偽の事実を記載して(他人へのなりすましを含む。)、本施設の利用申し込みをする行為
- (5) 利用申請者以外の第三者に利用させる行為
- (6) 政治活動、宗教活動のための利用
- (7) 本施設を利用する他の利用者への迷惑行為又は事業の妨げとなりうること
- (8) 本施設の品位を失うこと
- (9) 宿泊場所として利用すること
- (10) 暴力団等の反社会的勢力であること、または関係者であること、もしくはそれらの団体と関係性に関連する利用
- (11) 本施設及び試験機の利用方法に反する行為およびそれらを著しく汚損、破損するなど、通常の範囲を逸脱する行為
- (12) 犯罪収益移転防止法に基づく本人確認に従い、運営者から利用者の住所に宛てて書類送付を行った際に、当該書類が未達となるとき等、代理受領した物品に関する連絡ができなかったとき
- (13) その他、運営者が不適当と判断した行為

【利用料金】

本施設の利用は原則無料といたします。但し、利用者の要求により通常想定される利用を大きく超える場合には、別途協議の上で決定いたします。

上記決定した利用料金や本規定の定めに従い利用者が負担すべき金員は、本施設の利用日から 1 か月以内に運営者に対して支払わなければなりません。

【機密保持】

利用者は、本施設の利用を通じて知りえた運営者及びその他の利用者の情報、それらの者の営業活動に有用な営業上の情報の一切を厳に機密として保持し、第三者に開示、漏洩してはならないものとし、またこの本施設の利用目的以外に使用してはならないものとしします。

但し、以下の各号に掲げる情報の一つに該当する情報であると証明できる情報については、同項の定める機密保持の義務を負わないものとします。

- (1) 相手方から開示、提供を受けた時点で既に公知となっている情報
- (2) 相手方から開示、提供を受ける前に既に保有していた情報
- (3) 相手方から開示、提供を受けたのち、自己の責に帰すべからざる事由により公知となった情報
- (4) 正当な権限を有する第三者が秘密保持の義務を課されることなく取得した情報
- (5) 相手方の書面による事前の同意による開示することが認められた情報

【免責】

本施設内及び構内でのケガ及び盗難被害等については、運営者は一切責任を負うことはできません。各自の管理監督の下で責任をもってご利用ください。

また、運営者は以下の各号に掲げる事項によって、利用者が被った損害について何ら責任を負わないものとしします。

- (1) 地震・洪水・津波等の天災地変あるいは暴動・労働争議・その他不可抗力により生じた損害。
- (2) 電気・水道・電話及びインターネット等の電気通信設備・その他サービス等の供給の停止、または制限等により生じた損害。
- (3) 運営者の故意、過失によらない火災・盗難・故障に起因した損害。
- (4) その他、運営者の責任に帰すことできない事由による損害。

【損害賠償】

申込書及び本規約に反することにより、運営者に生じた損害については、損害賠償請求を行う可能性があります。

【利用条件の変更】

施設利用料を含め、本規約の内容については、運営者の判断により変更することがあります。

【準拠並びに合意管轄】

利用規約は、日本国憲法に準拠し日本国法に従って判断されるものとし、一切の紛争に関し訴訟を提起する場合は、所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

私は、本規約書の内容を確認し、十分理解したうえで同意した証として以下に署名します。

日 付 年 月 日

所属会社

名 前

住 所